

国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の対応方針
経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備	<p>＜サービス統計全般（体系的整備）＞（総務省、経済産業省、関係統計作成府省）</p> <p>① サービス産業をほぼ網羅的に把握するものの費用を把握していない「サービス産業動向調査」と、特定のサービス産業において費用等を把握している「特定サービス産業実態調査」等の関連統計調査の発展的な統合に向けて、次のような観点を含め、検討を行う。 （2019年度からの統合に向け、2018年度までに結論を得る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値等の構造を把握するために営業費用や内訳等を把握 ・結果公表の早期化・安定化 <p>＜サービス統計全般（内容充実）＞（統計委員会）</p> <p>② 統計委員会において、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題について審議する。 （2016年から開始）</p> <p>＜企業統計全般＞（総務省、関係統計作成府省）</p> <p>③ 売上高等の集計における消費税込み・抜きを選択制を徹底する。（関係府省間の合意を踏まえ順次実施）</p>
	<p style="text-align: center;">現行基本計画の該当項目</p> <p>④ 経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。（総務省・関係府省、平成27年度末までに結論を得る）</p> <p>⑤ 経済センサス - 活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。（総務省・関係府省、平成30年度末までに結論を得る）</p> <p>⑥ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス - 活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。 （農林水産省、平成28年度から実施する）</p> <p>⑦ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。（総務省・関係府省、平成28年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る）</p> <p>⑧ サービス産業に係る統計の横断的整備として、関係府省の協力を得て、付加価値等の構造面を把握する統計の在り方について研</p>

	<p>究を進める。(総務省、平成26年度から実施する)</p> <p>⑨ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。(総務省・関係府省、平成26年度から検討する)</p> <p>⑩ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。(総務省・関係府省、平成26年度から実施する)</p> <p>⑪ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。(総務省・各府省、平成26年度から実施する)</p>
<p>これまでの統計委員会の意見</p>	
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p><サービス産業統計研究会における検討状況></p> <p>○ 産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおける検討を踏まえ、経済産業省と連携してサービス産業動向調査と特定サービス産業実態調査等の発展的統合(基幹統計調査)について検討を開始。さらに、付加価値額等の構造面の把握に必要な事項を把握することについても検討を開始。</p> <p><産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ></p> <p>[経済構造統計を軸とした新たな枠組み]</p> <p>○ 新たな枠組みにおける経済構造統計は、すべての産業分野における事業所・企業の活動からなる経済の構造並びにその変動を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とし、基準年と中間年の役割については以下のとおり整理。</p> <p>基準年・・・経済センサス - 活動調査において、全ての事業所・企業を対象に、同一時点で網羅的にその活動を把握し、その結果から、全国的及び地域別の経済構造を明らかにした統計を5年ごとに作成・提供。</p> <p>中間年・・・見直し後の経済センサス - 基礎調査において、母集団情報の整備という役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含む中間年の実態を把握する。また、中間年には、経済センサス - 基礎調査の結果に加え、事業所母集団DBに格納された各種統計調査の結果等も活用し、産業横断的な統計を中間年の各年毎に作成・提供。</p> <p>[サービス関連統計]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス産業の全体像を把握する上で重要な付加価値等の構造面の把握等、第Ⅱ期基本計画で求められているサービス産業に係る統計の整備を推進するため、第一段階としてサービス産業をほぼ網羅的に把握するものの、費用は把握していない「サービス産業動向調査」のうち拡大調査で実施する年次集計部分（一般統計調査）と、特定の産業において費用等を把握している「特定サービス産業実態調査」（年次の基幹統計調査）を平成31年度から「サービス産業基本調査」（仮称。年次の基幹統計調査）として実施することに向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、平成29年度中に実施計画を策定する。 ○ 第二段階として「サービス産業動向調査」の月次調査部分と、「特定サービス産業動態統計調査」（月次の一般統計調査）との整理・統合に向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、可能な限り速やかに検討を開始し、平成34年度までに結論を得る。 <p>〔消費税の取扱い〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率変更及び軽減税率導入など、消費税を取り巻く情勢の変化を踏まえ、売上高等の税込補正方法に関する同ガイドラインの変更案を策定。 ○ 対象となる統計調査の所管府省においては、この改定ガイドラインを踏まえ、平成31年10月に予定する改定ガイドライン施行後に集計時期を迎える調査から順次検討に着手し、引き続き取組を推進。 ○ 基本価格表示によるI Oの作成にも資する観点から、消費税額の把握における行政記録情報の活用を含め、一次統計調査における税抜額記入の導入の可否を検討することも必要。 <p>〔法人番号整理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人番号については、事業所母集団DBとの機械的照合作業に加え、平成29年度以降に企画する統計調査から順次把握を開始し、行政記録情報との突合や結合集計も想定した事業所母集団DBの整備を推進。
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>① ⑧ 「サービス産業動向調査」（拡大調査）と「特定サービス産業実態調査」を発展的に統合し、平成31（2019）年度にサービス業の実態をより適切に把握するための新たな年次統計（基幹統計）を創設する方向で検討を進めることについて、総務省「第19回サービス産業統計研究会」（2016. 12. 2開催）において検討するとともに、第33回産業関連統計の体系的整備に関するワーキンググループ（2016. 12. 14開催）において有識者及び各府省から了承を得たところ。</p> <p>総務省、経済産業省において平成28（2016）年12月より、調査対象範囲、調査事項、調査単位、行政記録情報の活用等の具体的な課題について検討を開始した。</p> <p>今後は、平成29（2017）年度中に新調査の実施計画を策定、30（2018）年度に統計委員会へ諮問、31（2019）年度に新調査を実施する予定。また、月次調査については年次調査の統合後、できるだけ速やかな統合に向け検討を開始する。（総務省、経済産業省）</p> <p>② 平成28年度「サービス統計再構築に関する調査研究」を実施しており、その中で、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測</p>

	<p>などについて研究。平成29年3月21日の第107回統計委員会でその内容を報告し審議。(統計委員会)</p> <p>③ ⑦ 平成27年5月に「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」を決定。また、平成29年3月までに同ガイドラインを改正し、消費税率の変更及び軽減税率導入に対応しつつ、消費税抜きの場合は、補正し、消費税込の売上高等に統一した集計結果を公表することとしている。(総務省・関係府省)</p> <p>売上高を把握する統計調査の企画立案時において、消費税込み・抜きを選択制の検討を行っており、一部の統計調査については既に消費税込み・抜きを選択欄を設置済み。(経済産業省)</p> <p>⑤ サービス産業分野においても平成31(2019)年度より付加価値等の構造把握が可能となる一方で、卸・小売業分野においても、GDP統計の精度向上に貢献すべく、31年度より経済センサス-活動調査実施年以外の4年間において商業統計調査を年次調査として実施する方向で検討を開始した。そのため、実施準備に万全を期すため前年(平成30年度)に予定している調査は中止する。(経済産業省)</p> <p>⑥ 法人形態の農林業経営体についての分析に向けて、平成28年経済センサス-活動調査結果が平成28年度内に利用できないことから、当面、前回(平成24年)経済センサス-活動調査結果を用いた取組を開始するため、調査票情報の利用申請手続き(33条申請)を行う予定であり、現在、集計事項及び集計に必要な項目について検討中。(農林水産省)</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ 現行基本計画においては、経済統計を軸とする産業関連統計の体系的整備を始めとする多岐にわたる課題が掲げられており、関係府省における一体的な検討の結果、具体的な取組の方向性について合意が得られ、その一部については、具体的な取組が進められていることを評価するとともに、商業マージンを年次で把握することや、ほぼ網羅的にサービス産業を対象として費用構造を把握するなど、関係府省が責任を持って検討結果の実現を図ることはSNAの精度向上を図る観点からも極めて重要。</p> <p>○ 基本方針では、この取組を踏まえたサービス統計の統合・充実や、売上高等の集計における消費税の取扱いに関する課題に加え、多様化するサービス産業のよりの確な計測に関する課題が掲げられており、その実現・実用化を推進していくことは基本計画とも整合。</p> <p>○ このため、多岐にわたる課題を、①喫緊に取り組むべき事項、②中期的に取り組むべき事項及び③関連して取り組むべき事項に大別した上で、計画的かつ着実な実現を図ることとした。一方で、これらの課題については、統計改革推進会議で議論されている事項とも密接に関連することから、その結論を確認した上で、最終的な対応を整理。</p> <p><基本的な考え方></p> <p><u>P 経済センサス-活動調査におけるアクティビティベースでの事業活動の把握等について、KAU (Kind of Activity Unit) 概念の導入を含めた調査単位も視野に入れて、関係府省が一体となって検討し、平成34年度までに一定の結論を得る。(総務省、関係府省)</u></p> <p><u>P 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査(年次調査)及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査(仮称。以下同じ)を平成31年度から創設する。(総務省、経済産業省)</u></p>

	<p><u>P 経済センサスー基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動及びローリング調査に平成31年度から移行する。(総務省)</u></p> <p><u>P 工業統計調査について、平成31年度調査から経済構造実態調査と同時・一体的に実施する。(総務省、経済産業省)</u></p> <p><u>P 工業統計調査について、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて、平成34年調査の企画時までには結論を得る。(総務省、経済産業省)</u></p> <p><u>P 経済構造実態調査を中心に工業統計調査、見直し後の経済センサスー基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を平成32年度から開始する。(総務省、経済産業省)</u></p> <p><u>P 建設工事施工統計調査など事業所母集団データベースに格納する業種別統計調査について、共通的な調査事項等を整理・検討した上で、平成31年度から中間年経済構造統計の作成に活用する。(総務省、関係府省)</u></p> <p><u>P 中間年経済構造統計において、統計調査での把握が困難な業種については、可能な限り早期に行政記録情報の活用を検討する。(総務省、関係府省)</u></p> <p><u>P 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別(事業所別)の付加価値等の推計手法を検討し、平成32年度までに結論を得る。(総務省)</u></p> <p><u>P 平成33年経済センサスー活動調査や中間年・SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討し、平成34年調査の企画時までには一定の結論を得る。(総務省、経済産業省、関係府省)</u></p> <p><u>P サービス産業動向調査の月次調査部分及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始し、遅くとも平成34年末までに結論を得る。(総務省、経済産業省、関係府省)</u></p> <p><u>P 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査及び中小企業実態調査等との役割分担、重複是正等を検討し、平成34年度までに一定の結論を得る。(総務省、関係府省)</u></p> <p><u>P 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査における定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討し、平成34年度までに一定の結論を得る。(総務省、関係府省)</u></p>
備考(留意点等)	<p>○ 統計改革推進会議における検討状況を注視し、取組みの整合性を図ることが必要。</p>